

大学評価と大学図書館

土屋俊

大学改革支援・学位授与機構

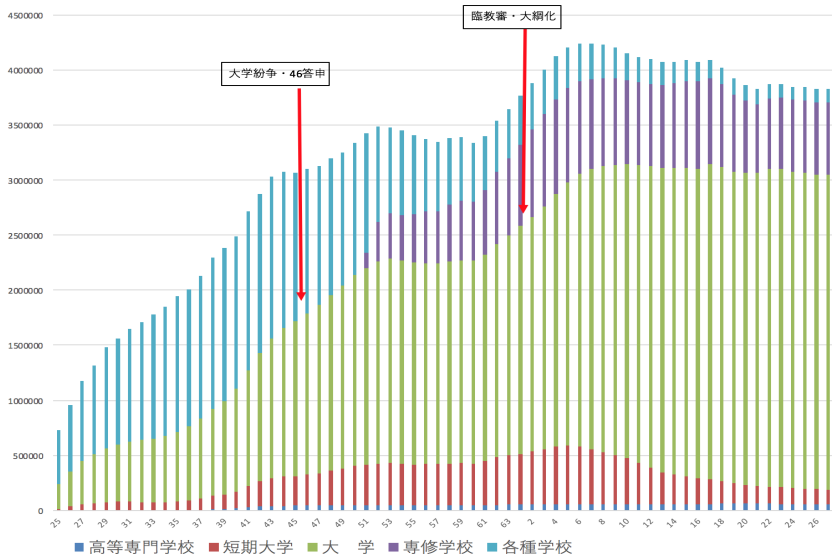
2019年7月2日

平成30年度大学図書館職員長期研修にて

目次

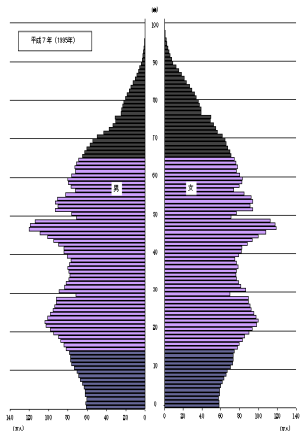
1. なぜ大学評価が求められるのか、質保証が求められるようになったのか- 日本における高等教育改革の変遷
2. 日本における大学評価・高等教育・質保証の動向と現状
3. 大学評価における大学図書館の存在の耐えられない軽さ

日本の高等教育は20年間過去同規模 (学生300万人)

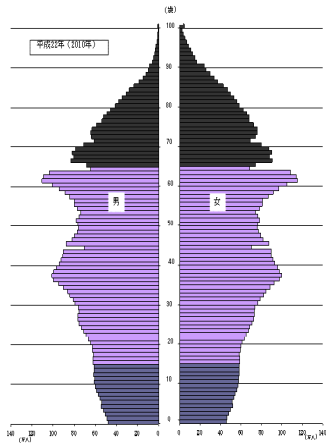


人口構成の変化

人口ピラミッド 平成7年 (1995年)

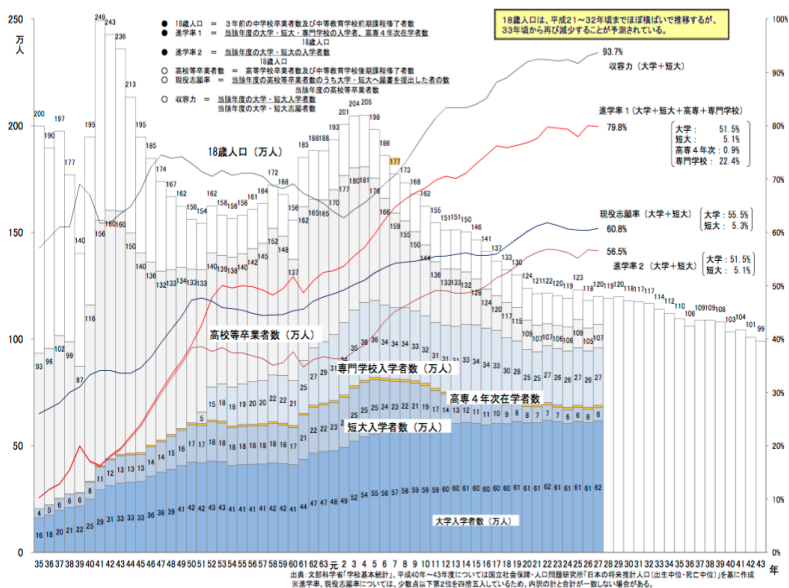


人口ピラミッド 平成22年 (2010年)



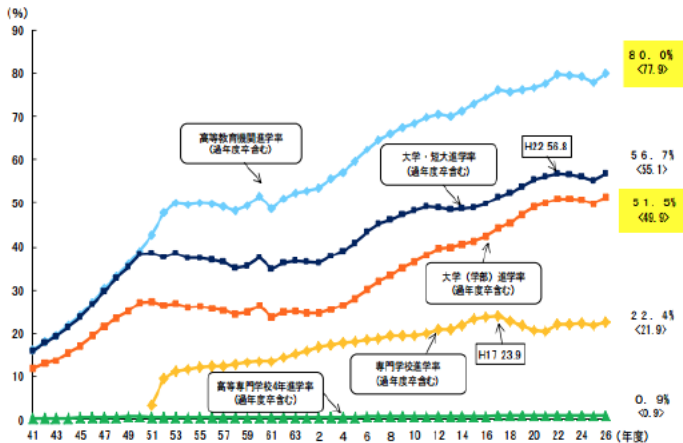
http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u01_z24.htm

よく見るグラフだと



ちなみに、過年度卒業生を含めた進学率(=就学率)は、

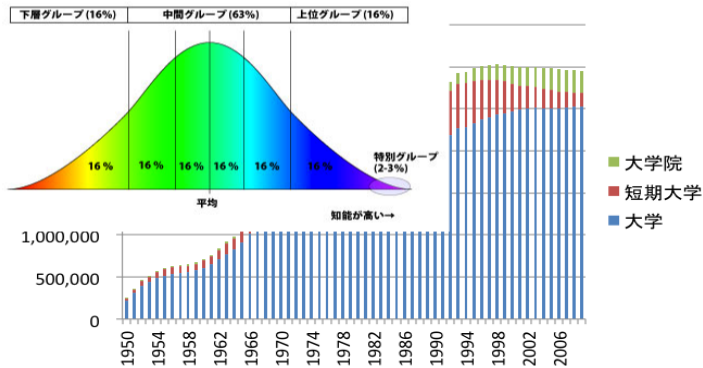
▶ もどる



- (注) 1 高等教育機関進学率(就学率) (過年度卒含む) = $\frac{\text{大学・短期大学入学者, 高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$
- 2 大学(学部)進学率(就学率) (過年度卒含む) = $\frac{\text{大学(学部)の入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$

したがって、18歳人口減は高等教育学生数減を意味するわけではないが、学力の低下は必然的。

現在、進学率60%弱で、半数近くが推薦・OA入学



20世紀後半高等教育を支える2つのドグマ(先進国における)⇒「高等教育の商品化」

- 「工場」(factory) モデル
 - (初中等教育に関する用語としては、19世紀末～20世紀初頭に成立した大量生産の) 工場における一斉授業・一斉検査をモデルとする「学校」教育
 - (高等教育に関する比喩的な用法としては) 入学者は「原材料」であり、卒業生は「製造物」であり、大学の機能は学生に付加価値をつけること
 - 効率的な学位授与が自己目的化する可能性 ⇒ 中等教育後(post-secondary) ないし第三次(tertiary) 教育の「質保証」(quality assurance) が必要
- 学生消費者主義(student consumerism, David Riesman)
 - 学生は、(単位、学位によって測定される) 高等教育サービスという商品を(授業料、学習時間等で) 購入する消費者である(リースマンの議論はより能動性を求めるが) ⇒ 「教育 ⇔ 学習」は「交渉事」
 - ⇒ 当然、「顧客満足度」(授業アンケート?) で測定される質の(組織としての) 維持は必要

日本の大学を考えるいくつかの視点

- 学費を除けば他の先進国と共通の問題をもつ
- 300万人に4兆円を使う 納税者と授業料支払い者が stakeholder
 - [(国立大学運営費交付金+国立大学授業料) + (私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助) + (公立大学授業料+自治体支出) + (研究助成)]
 - 4~5兆円程度、基礎は一人100万円
- 8割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 「高等」というよりも、postsecondary/tertiary
- 研究資金はほとんどすべて公的資金
- 教育研究の「グローバル化」？ ただし、雇用市場の国際流動化と研究人材還流 (brain circulation) の国際化は間違いならしい

社会の知識化

- 先進国における社会の知識化 ⇒ 不断・普段の学習
 - 知識の獲得、創造、流通、応用が経済社会の発展に直接つながる社会 (1960年代後半から諸説)
 - インターネット基盤社会の到来 (1993年以降+携帯・スマートフォン) によって実現の方向
 - そのような社会では、個人が知識を獲得、創造、流通、応用することが、その個人の利益、幸福に直接つながるはず ⇒ 高等教育へのアクセスへの需要と供給体制の強化
- 途上国における社会の知識化 ⇒ 「科学技術立国」
 - 国家発展のための人材の養成
 - 派遣・留学から自国内養成へ ⇒ 高等教育体制の「上から」の整備
- 「国境を越えた」(Cross-border, Transnational) な教育についてもこの背景を考慮すべき。とくに資格枠組みによる労働力の流動性の向上のためにも。

「評価」を求める社会的背景

- 象牙の塔: 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現 (esotericism +(academic) elitism)
- しかしむしろ、学問の自律性の観点から「象牙の塔」であるべき (A)
- しかし、大学には「顧客」がいる。
 - 消費者本人 (= 商品) とそのスポンサー: 学習者・学生・卒業生とそのスポンサー
 - (卒業生の) 雇用者: 企業、公的団体、非営利団体
 - 知識の利用者: 各業界 (専門家)、政府、統治者
- しかし、大学が人間の集団である以上マネジメントは必要。象牙の塔は腐敗する。実際、きわめて不透明規則、権威、排他 (教員選考) 等々
- 大学を外部から見て、「評価」することが必要 (B)
- (A) と (B) の相克

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(1)

- イギリス: サッチャー改革以降 ⇒ universal access to HE ⇒ Students at the heart of the system (実は、借金させて授業料納付という制度へ(2012)) ⇒ さらに、2018年から Office for Students(教育省) への所管変え
- アメリカ: 営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰、卒業率をどうにかしろ!) ⇒ アクレディテーション団体へのプレッシャー⇒ 単位時間(Credit hour)と学習成果(としてのCompetency)とのせめぎあい + テクノロジーの活用(たとえば Southern New Hampshire University) ⇒ 高等教育法制の再授権(reauthorization) 等
- ヨーロッパ:
 - ボローニャ・プロセスからヨーロッパ高等教育圏(EHEA)へ(2010年)
⇒ European Standards and Guidelines(2015年改訂)
 - コペンハーゲン・プロセス(2002年):職業教育・訓練(VET)のEU域内協調 ⇒ 学術と職業教育の共通の流動性の基盤の創造

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(2)

- ASEAN: ASEAN 域内の流動性の強化 (2015 統合目前)
 - ヨーロッパ・モデルによる高等教育の地域的振興政策 (UNESCO、SEAMEO-RIHED 等の (国際的) 高等教育振興、AQAN)
 - 旧宗主国からの「輸入」のさまざまな形態 (Branch campus, Franchise, Twinning, Validation, etc.)
- 日中韓: 別方向を向きつつ協力
 - “CAMPUS Asia” ⇒ 「モニタリング」
 - 東アジアへの影響力
- アジア・太平洋地域: 高等教育輸出国オーストラリア
- 国際的な枠組み調整 (National Qualifications Framework)
 - さらに、「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」(2011 年 11 月)
- 国際的アクレディターの跳梁跋扈 (ビジネススクール、工学教育等)
- グローバルな「ランキング」の勃興隆盛 (ARWU, THE, QS, Webometrics, etc.) ⇒ ローカルなランキング市場の創出?

テクノロジーによる大学教育の改革

- MOOC/MOOCs: Massive Open Online Course(s) ⇒ 2012 年に disruptive としてブーム化 (Coursera, UDACITY, edX, FutureLearn, ...) ⇒ 2015 年段階でブームは終結
 - 大量履修者、無料提供、インターネット活用、(映像だけでなく) 授業そのものの提供
 - 完遂率の低さ、ビジネスモデルの展望がたちにくい ⇒ 既存の大学システムとの共存?
 - 職業教育への「転身」
- Blended Learning/Flipped Classroom
- (州立系) 通信制遠隔教育のオンライン化 (UMUC, etc)
- For-profit(営利) 大学の勃興 (The University of Phoenix) と近年の退潮 (?)
- (図書館的には) **OER(Open Educational Resources)** との関係 (OCW/MOOC というよりは、) たとえば、California State University System の MERLOT ⇒ それらの前提としての教科書価格高騰問題

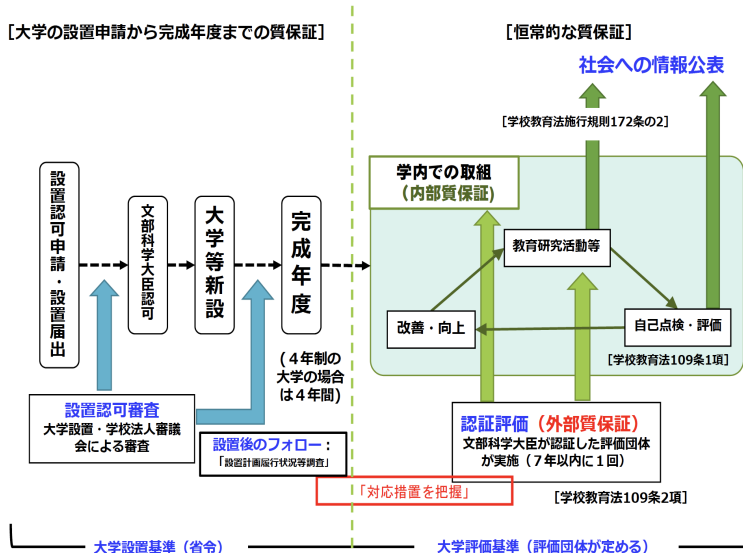
さまざまな観点から「大学評価」＝「質保証」が必要

- 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
 - ⇒ 大学機関別認証評価ベルの評価) (「プログラム」の評価は日本では専門職大学院だけ)
- 資源配分の客観的根拠の確立と検証
 - ⇒ 中期目標達成モデルによる国立大学法人評価 (ただし、「部局」別の現況の評価も行なわれている)
- 社会的な説明責任の履行
 - ⇒ 教育情報公表の義務化 (学校教育法施行規則) ⇒ 「大学ポータル」(国公私共通の検索が可能に (2015年稼動だが、、))
 - ⇒ **機関リポジトリの位置づけ**
- 各大学の教育 (と経営) の基礎となる客観的認識
 - ⇒ IR(Institutional Research)
 - ⇒ 第三者評価は機関別であるが、質は分野ごとに異なる
- 国際的観点
 - ⇒ 国際的な枠組み調整の基盤 (たとえば、ダブル・ディグリー (DD)、ジョイント・ディグリー等) ⇒ DD に関して大学設置基準の改正 (2014年11月)

背景: 第二次世界大戦後日本の高等教育改革と大学評価

- CIE/教育刷新委員会/文部省 (占領期)
- 大学基準協会と「大学基準」(1950年代初頭)
- 大学設置基準(文部省令)とその実施 ⇒ 1956年制定
⇒ 1980年代までを支配
- いわゆる中教審「46答申」(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」)(1967年諮問、71年答申)。私学助成 ▶ 進学率
- 総理府(当時)に設置された臨時教育審議会(1985年 - 1987年)
- 1990年代以降、大学審議会等
 - 設置基準大綱化を含む設置基準改正で「自己評価」が登場(1991年) ⇒ このタイミングで大学設置基準第38条の改正(?!)
 - ⇒ 学校教育法へ(2002年、2004年施行)、同時に第三者評価(=「認証評価」)
 - 大学院重点化(1991年から2000年)
 - 「留学生10万人計画」(1983年から。2003年に達成)

現在の日本における質保証の考え方：設置認可と認証評価の二段構え



まぎらわしい用語たち

- 大学機関別認証評価
- 専門職大学院認証評価
- 国立大学法人評価
- 分野別評価
- プログラム別評価
- 自己点検・評価； 外部評価； 第三者評価
- 「大学ランキング」

認証評価 (Certified Accreditation and Evaluation)

- 「教育研究等 (=教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 (同条第 1 項) の総合的な状況について) (学校教育法第 109 条第 2 項) 「7 年以内」(政令) ごとに評価を受ける ⇒ 教育 (学習) の質の保証 (同条)
- **認証**された評価機関による**評価** (=認証評価)
 - 大学基準協会 JUAA(財団法人、会員制)
 - 日本高等教育評価機構 JIHEE(財団法人、会員制)
 - 大学改革支援・学位授与機構 NIAD-QE(独立行政法人) **2016 年 3 月まで「大学評価・学位授与機構」(NIAD-UE)**
- 大学からの**求めにより、大学評価基準に従って行う** (法 109 条第 4 項)
- 評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない
- 2004/5 年から 2010/11 年までに (原則として) 全大学第 1 サイクル終了
 - 大学教育の運営、質の向上には貢献 (シラバス、授業時間、「単位」、「ポリシー」等)

3 巡目にはいった認証評価:教育機関としての大学

- 3つの「方針」の策定と公表
 - 大学基準協会の対象校では第1サイクル終了段階で半数以上の大学で策定・公表され、計画・実行・点検・改善サイクルが機能するようになっていた
- 主体的学習を可能にする制度、環境の整備
 - シラバスの整備の急速な進展
 - 学習時間の測定と点検
 - CAP 制度
 - GPA 制度
 - 成績評価における達成度概念の導入
 - 授業アンケートの常態化
 - ファカルティ・ディベロメント (FD) の普及
- 人材育成に対する社会から要請の反映、社会との連携の強化
- 学生支援の充実 (独自奨学金制度、きめ細かい相談、補習、生活環境、社会人学生への対応、「ポートフォリオ」の導入)

3巡目に認証評価:「教育」から「学習」へ

- In loco parentis からの離脱。実は微妙
 - 教育機関における家父長主義 (paternalism)
 - 大学生は子供か? 自立した消費者か?
- 「学生中心主義」「学生参加 (participation) 主義」「学生関与 (engagement) 主義」への移行?
 - ある種の地域では、「学生組合」(Student union) を通じて伝統的なものとなっている
 - 日本では、「学生自治会」は1960年末段階で「無力化」されていた
 - 「学生参画型FD」という試み ⇒ 毎年全国大会に500人が集まる
 - 「アクティブ・ラーニング」の推進、普及は、学生の「主体性」「能動的関与」をより多く求めることになっている
 - 学校と労働市場の共通通貨としての**学習成果**(学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学習期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果)の重視

認証評価の基本的考え方

- 目的
 - 各大学について日本の大学としての基本的条件を見たしている (質保証、quality assurance)
 - 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善、向上を図る (質向上、quality enhancement)
 - 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける (社会的説明責任、social accountability)
- したがって、
 - 自ら定めた理念・目的・教育目標 (個性) を尊重
 - 法令遵守はチェックするが総合的に判断
 - (大学コミュニティによる) 評価基準の共有とピアレビューの重視
 - 国際的に通用する評価、国際的に通用する大学システム
- 評価結果の表現は (機関によって) さまざま。「基準を満たしている」「適格」「不適合」「保留」等々

平成31年度からの基準(大学改革支援・学位授与機構の場合)

領域1 教育研究上の基本組織

領域2 内部質保証

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表

領域4 施設及び設備並びに学生支

領域5 学生の受入

領域6 教育課程と学習成果

手順 (大学改革支援・学位授与機構の場合)

- 評価機関の選択
- 自己評価書作成研修
- 自己評価書作成・提出 図書館の位置づけは微妙
- 自己評価書にもとづく評価原案の作成 (評価チーム)
- 追加資料の要請
- 質問項目 (書面、訪問調査時) の確定
- 訪問調査 (2 日間) まず確実に図書館を訪問
- 評価報告書 (案) の作成・送付
- (もしあれば) 意見申し立て
- 意見申し立ての審査
- 評価報告書の確定・通知・公表
- 評価チームは、学長 (経験者) クラスの主査と分野ごと、高等教育の専門家の委員数名 (つまり、「ピア」) からなる

平成27年度、28年度の関連省令改正

- 学校教育法施行規則 165 条の 2 第 1 項の 2 ⇒ 「3 つのポリシー」策定の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行) ▶ JUMP
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ⇒ ポリシー公表の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 大学設置基準第 42 条の 3、大学院設置基準第 43 条 ⇒ 職員の能力向上への取り組み (SD) の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 学校教育法第 37 条第 14 項の改正 (28 年 3 月改正、29 年 4 月 1 日施行)。同法第 114 条による大学への準用。大学設置基準第 2 条の 3 の追加。▶ JUMP
- 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (「細目省令」) ⇒ 内部質保証、3 方針を評価する事項として追加し、前者を重点的評価事項とする。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

3 方針策定・公表の法令義務化

1 卒業の認定に関する方針等の策定

(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院，研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針（大学院にあっては、ウの方針に限る。）を定めるものとする。こと。（学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項）

ア卒業の認定に関する方針

イ教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ入学者の受入れに関する方針

(2) (1) のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。こと。（同条第 2 項）

▶ BACK

教員と職員 ⇒ 平成 27 年度中央教育審議会大学分科会審議

「専門的職能をもつ大学職員(たとえば、図書館員)」
大学設置基準第 42 条の 3: 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第 25 条の 3 に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

学校教育法第 37 条第 14 項: 「事務職員は、事務に従事する。」 ⇒ 「事務職員は、事務をつかさどる。」

大学設置基準第 2 条の 3: 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

令和元年度の学校教育法改正 (第 109 条第 5、6、7 項の追加)

5. 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況 (第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。) が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
6. 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定 (次項において「適合認定」という。) を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
7. 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適 (新設) 合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」

(平成30年11月26日、中央教育審議会)

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
 - 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - ・ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
 - ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
 - 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

教育の質保証システムの確立

- 設置基準の見直し
(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

その他の「大学評価」(1):質保証

- 専門職大学院
 - 法科大学院、ビジネススクール、教職、ファッション、等々
 - 国際的評価機関も存在するので、国による保証の意味は複雑
 - 機関別ではなく、「プログラム」の評価 ⇒ 内容に立ち入る
 - **ここでは、図書館が単独項目となることが多い**
- プログラム評価(多くの場合、職能に関連する)
 - 「大学院」ではないが、薬学(JABPE)、医学(JACME)等の分野における同業者評価が立ち上がりつつある(すでに、工学分野ではJABEEがある)
- 大学改革支援・学位授与機構の選択評価
 - 研究の状況
 - 地域貢献の状況
 - 教育の国際化の状況

その他の「大学評価」(2):法人評価

- 政策評価としての国立大学法人評価 ⇔ (最低の質を保証する) 認証評価
 - (独立行政法人評価に準じて) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
 - 大学改革支援・学位授与機構に大学等の教育研究活動等の状況について評価を依頼(法定)
 - 同機構は、(大学の)「達成評価」(学部・研究科等の教育及び研究に関する)「現況分析」を行う
- ⇒ 「研究」の評価は、活動と成果について、「研究業績水準判定」によって行う ⇒ **ビブリオメトリクスデータの活用(2016年度第2期評価ではScopus利用)**
 - 評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(第1期、平成23年度)しかし、昨今の文部科学省の政策では、運営費交付金各年配分のための「指標(KPI)化」が求められている。さらに、資源配分の根拠となる指標が求められている
 - 第1期では、暫定評価と確定評価を実施(第2期(2016年実施)は暫定評価はしない ⇒ 第3期では法律改正をして「4年目終了時評価」をする(2020年)

2020年実施第3期中期目標期間4年目終了時評価におけるビブリオメトリクスデータの活用

- 研究成果に関する現況分析の前提となる「研究業績水準判定」では、**掲載論文の被引用数及び掲載雑誌の平均被引用指標の分野内位置を評価者に提供** ⇒28年度実施第2期の評価では Scopus を使用し、案外使われたというアンケート結果
- 評価は科研費小区分に対応する分野ごとで行う。それぞれの分野について、ひとつの業績を2人がピアレビューする。
- 大学等は、所属教員数の20%の数を上限として業績を根拠となる成果3点によって自己評価して、機構に対して説明を付して学部・研究科等ごとに提出。提出された業績を上記小区分ごとにピアレビューし、再度学部・研究科等ごとに集計して、成果の状況の評価
- 2016年は意外と使われたので今回も踏襲
- ビブリオメトリクスがわかる人は図書館員だけ？

その他の「大学評価」(3):ワールドランキング

- 簡単な歴史
 - *US News and World Report*(since 1983): 進学先情報
 - Academic Ranking of World Universities(ARWU): 上海交通大学で2003年に創始(これが最初のワールドランキング)、*Times Higher Education*(THE) や *Quacquarelli Symonds* (QS) による。さらに、*CWTS Leiden Ranking*、*Webometrics* などなど
 - 「ピア」評価、ST比、被引用、留学生比・外国人教員比などの指標に重みをつけて加算した値によって次元に並べるのが常套手段
- 功罪
 - 消費者保護、透明性・客観性、“reputation survey” 利用、ビブリオメトリクス利用
 - 商業主義? 序列化?
- さまざまな動向
 - 多次元化 ⇒ Multiranking
 - 朝日新聞社、日本経済新聞社等による「ランキング」
 - 政策に活用 (SGU)

大学評価における大学図書館の「耐えられない軽さ」

- ひとつで言えば、相手にされていない。⇒ 認証評価では学術情報基盤実態調査でほぼ代替、国立大学法人評価では中期目標に入れられない限り無関係
 - 収入で評価できない
 - 「成果」は測定できない
 - かろうじて、蔵書数？ 入館者数？ 貸出冊数？
- 一般に、インフラ系は直接の評価の対象になりにくい
- つまり、検討すべきことは、
 - どう位置づけられているか
 - 学習支援（「教育支援」とはもう言わない）における役割
 - 研究支援についてはアピールしにくい
 - 図書館からの貢献のあり方

図書館の位置づけ

- 附属施設としての位置づけ
 - 教育組織ではないので、認証評価では「さらっと」扱われる。出てくるデータも蔵書数、開館時間などなので、普通は誰も気にしない。(法人評価では実質対象外)
 - せいぜい、自習の場としての機能
 - しかし、2014年くらいから「ラーニング・コモンズ」が「優れた点」として取り上げられるようになってきている ⇒ 最近では飽きられつつあるが、それでも2016年で神戸女子大、首都大学東京ほか短期大学7校で「優れた点」
- 情報関連施設としての位置づけ
 - しかし、ICT環境整備は、「センター」の仕事と認識されている
 - 機関リポジトリはあまり見えない
 - (ラーニング・コモンズはどうやってアピールするべきかわからない ⇒ 過去のスライドでこう書いた)
 - 機関リポジトリは「教育情報の公表」とあまり結びつけて考えられていない ⇒ ひそかに書き換えている

教育のための附属施設としての図書館

- 大学の施設の一部としての位置付け (「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」。今は大学設置基準第 36 条 ▶ 36、第 38 条) ▶ 38
- その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが多い
- しかも、基準の解説を見るといまだに建物、保存庫としての図書館 ⇒ 「蔵書数」、「面積」
- すぐ「司書」と呼んでしまう元教員の評価委員
- 図書館が変わりつつあることを、図書館側から主張しないと変わらない。基準は同業者による基準なのだから

大学設置基準第36条

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

大学設置基準第38条

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

大学における学習支援の基盤としての図書館

- 単位と勉強時間
 - 45 時間の学修内容の修得に対して 1 単位
 - 授業は 15 時間。したがって、30 時間の自習が必要?
 - 週 40 時間とすると、600 時間。これを 45 時間で割ると、、、
 - 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だとすれば、、、(DOE は、2012 年に法制化した)しかし、アメリカでも「学習成果」への注目 (*Spellings Report*(2006)⇒ “College Portrait” ⇒ “College Scoreboard”)
- 自習環境としての図書館
 - 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
 - しかし、学習成果 (learning outcomes) への関心のシフト
 - しかし、「教えられたことが身についている」+「社会的な生活における効用」(≈ 卒業 X 年後の収入)

大学設置基準第21条

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。(以下略)

学習者中心へ向けた政策動向

中央教育審議会における内部質保証に関する議論

- 「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)
 - ・「学位授与」「教育課程の編成・実施」「入学者受入れ」の三つの方針を明確化
 - ・学士課程共通の学修成果に関する参考指針として「学士力」を提示
 - ・**内部質保証体制の構築を提言**

【大学に期待される取組】

◆自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。

これを担保するため、認証評価に当たって、評価機関は、対象大学に対し、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。

- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月)
 - ・**改革サイクルの確立のための全学的な教学マネジメント**の重要性を指摘
 - ・**学修成果の重視**
 - ・これらを促進するために各アクターが取り組むべきことを明示

政策面の動向

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。(p.10)

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的增加・確保が必要であると考えた。(p.11)

(『大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』(答申)平成24年8月28日 中央教育審議会)

最近の動向(教育ICT化)

- 2012年はMOOC元年
 - Massively Open Online Course が実現しつつある?
- 「教室授業」と「事前・事後学習」との相対的関係の逆転 => Flipped Classroom => 学習の本体は教室の外で
 - 従来の授業内容は教室の外で、onlineで
 - 教室では、グループ学習 => 教員の役割の変化 => いわゆる「教育支援者」の役割の重要性
 - しかし、教室はグループ学習に向く環境か? => 図書館のほうがよい? (discoveryとcontentの提供)

教育情報公表の義務化

- 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法 113 条)
- 実際にはあまり公表されなかったので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映(2011 年から)
- さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂(第 172 条の 2. 2011 年 4 月施行)
- 2015 年春から、『大学ポータル』運用 ⇒ ???

図書館の役割

- 図書館自体の評価への取り組み
 - (外部評価にとりこまれず) 形骸化した自己評価から改善を志向する自己評価へ
 - データの収集だけでなく、分析も (自己評価書の図書館部分の記述は「弛緩」している)
 - どういう「施設」であるかの自己了解の変更を (研究 ⇒ 学習)
 - 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない。貸出、カタログ共有化 (しかし、所詮補完的) ⇒ おそらく自己満足
- 大学評価への貢献 (自大学について)
 - 研究評価における (および、それに基づく戦略立案について) ビブリオメトリクス手法の活用 (Impact Factor, SciVal/InCite, ORCID, DOI(JaLC)、.. (しかし、図書館には売りに来ない) **URA との競合、協力、のっとり**)
 - **学習の質向上への貢献の可視化** (図書館こそが学習の場!)
 - **機関リポジトリは教育情報の公表の観点から位置づけ**

まとめ: 大学評価と大学図書館

- いずれにせよ、評価と質保証の時代であることは確実
- したがって、主体的取り組みをすべき
- 具体的には、
 - 学習の場として再構築し、その貢献を結果として示す
 - ▶ スペース (資料の保存閲覧の静寂から共同学習空間の喧騒へ)
 - ▶ 学習支援人材としての図書館員
 - ▶ コンテンツ (Discovery を含む)
 - ▶ 学習経験の追跡、捕捉、評価 (教員への働きかけ)
 - URA を乗っ取る ⇒ 研究評価業務に「加担」し、かつ、大学の研究戦略への積極的貢献 (データがビブリオメトリクスであるので図書館員向きなはず)
- 基準をみずから提案し、可能なかぎり指標化を行ない、外部性を担保することが必要